

社会福祉法人流山あけぼの会 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために行動計画を策定する

1. 計画期間 平成25年2月1日から平成27年1月31日

2. 内容

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

【対策】・妊娠中や産休復帰後の女性従業員が相談(妊娠～復職等)できる窓口を設置する

目標2：男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

【対策】・男性従業員が育児休業を取得できること、企業としてそれをむしろ奨励することを、社内報を通じて経営者のメッセージとして伝える

・育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件について明確にする

目標3：育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供

【対策】・休業終了前に休業期間中の会社状況の変化(システム上の変更など)に関して直属の上司が説明することを義務づける

・休業期間中に定期的に会社に関する情報提供を行う

目標4：育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し

【対策】・育児休業を取得した従業員が原則として原職に復帰できることを就業規則に記載する

目標5：短時間勤務制度

【対策】・小学校就学前の子どもを育てる従業員が希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する

目標6：始業・終業時刻を繰上げ又は繰下げる制度

【対策】・小学校就学前の子どもを育てる従業員が希望する場合に利用できる始業・終業時間を繰上げ・繰下げる制度を導入する

目標7：出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施

【対策】・現在パートタイムで再雇用することとしている制度を、パートタイム、正社員から選択できる制度に変更する